

◎新潟県告示第454号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年4月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	3者	岩崩片田305番ほか29筆 2.7ha
関川村	6者	桂687番ほか79筆 7.3ha
新発田市	6者	浦新田横枕甲156番ほか430筆 35.7ha
阿賀野市	5者	大野地五反田737番1ほか56筆 5.7ha
胎内市	9者	竹島四ノ割1871番1ほか46筆 10.8ha
新潟市	68者	北区新鼻福島潟乙261番98ほか893筆 76.9ha
燕市	12者	長所浦田川東1697番ほか106筆 10.1ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7731番1ほか12筆 1.1ha
小千谷市	1者	千谷甲3196番2 0.2ha
魚沼市	3者	根小屋万子田824番1ほか9筆 0.9ha
南魚沼市	1者	欠之上川原田48番2ほか4筆 0.3ha
十日町市	3者	中条甲904番2ほか16筆 3.4ha
上越市	9者	中郷区岡沢5706番ほか36筆 6.9ha
糸魚川市	6者	東海目黒8番ほか67筆 8.3ha
佐渡市	33者	吾潟藤巻1328番2ほか218筆 33.1ha
合計	167者	2,016筆 203.4ha

2 申請年月日

平成29年3月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。